

視覚障がい者等用資料貸出規程

（目的）

第1条 この規程は、著作権法第37条第3項に規定される視覚障がいその他の障がいにより視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障がい者等」という。）の利用に供することに限定された音声デイジー、マルチメディアデイジー等（以下「視覚障がい者等用資料」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出の範囲）

第2条 視覚障がい者等用資料の貸出を受けることのできる者の範囲は、次の各号に掲げるもので福岡県立図書館長（以下「館長」という。）の承認を受けたものとする。

- （1）別表1に該当する視覚による表現の認識が困難な者
- （2）公共図書館、公民館図書室及び学校図書館
- （3）上記に掲げる者の他、著作権法施行令第2条第1項に掲げる者
- （4）視覚障がい者等の福祉に関する施設及び団体で館長が必要と認める者

（登録）

第3条 視覚障がい者等用資料の貸出を受けようとするときは、予め視覚障がい者等用資料貸出登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上館長に提出し、登録をしなければならない。ただし、登録申込書の提出が困難であると認められるときは、口頭（電話を含む。以下同じ）で登録を受けることができる。

（貸出の手続き）

第4条 視覚障がい者等用資料の貸出を受けようとするときは、口頭又は文書等で申し込むものとする。

2 視覚障がい者等用資料の貸出の申込を受ける時間は、開館時間中とする。

（貸出期間）

第5条 視覚障がい者等用資料の貸出期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長の承認があったときは、この期間を延長することができる。

- （1）個人のうち郵送貸出を受ける者 郵送に要する期間を除き15日以内
- （2）個人のうち来館貸出を受ける者 15日以内
- （3）個人のうち指定館貸出を利用する者 受取可能開始日を含む22日以内
- （4）第2条第2号から第4号に掲げるもの 1カ月以内

(返却)

第6条 視覚障がい者等用資料を借り受けた者は、返却期限までに遅滞なく返却しなければならない。

(視覚障がい者等用資料の弁償)

第7条 視覚障がい者等用資料を借り受けた者が、視覚障がい者等用資料を紛失又は破損したときは、同規格の現品又は館長が定める額を弁償しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

(補則)

第8条 視覚障がい者等用資料を利用するときは、この規程に定めるもののほか、館長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年11月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年1月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

(別表Ⅰ)

身体障害者手帳の所持
精神保健福祉手帳の所持
療育手帳（愛の手帳）の所持
医療機関・医療従事者からの証明書がある
福祉窓口等から障がいの状態を示す文書がある
学校・教師から障がいの状態を示す文書がある
学校における特別支援を受けているか受けていた
福祉サービスを受けている
ボランティアのサポートを受けている
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
活字をそのままの大きさでは読めない
活字を長時間集中して読むことができない
目で読んでも内容がわからない、あるいは内容を記憶できない
身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
その他、原本をそのままの形では利用できない

福岡県立図書館長 殿

視覚障がい者等用資料貸出登録申込書

太枠の中のみご記入ください

(フリガナ)			
氏 名			
住 所	〒	希望する連絡方法を選んでください	生年月日
	TEL (自宅)		大正・昭和・平成・令和・西暦
	TEL (携帯)		年 月 日
	FAX		
	Eメール		

代理人名		本人との関係	
上記以外の連絡先	〒	小学生以下の方のみご記入ください	
	TEL		
	FAX	ふりがな	
	Eメール	保護者氏名	

留意事項				
カード番号	190	受付日	年 月 日	
受付者		受付方法	来館・電話・郵送	

(備考) 「新刊案内」デジジー (要 ・ 不要) 「PHP」 デジジー (要 ・ 不要) 登録方法

利用者種別	1	視覚障がい	視覚障害者手帳を持つ視覚障がいのある人	来館・郵送・電話
	2	その他読書障がい	活字による読書が困難な固定的な障がいのある人 (障害者手帳または証明書がある)	来館・郵送・電話
	3	一時的録音利用	一過性の障がいのある人	来館
	4	その他録音利用	その他	来館

※来館の場合は代理人でも可

			発行者	発行日	等級・番号など
証明書	a	視覚障害者手帳			
	b/c	その他の身体障害者手帳			
	d	療育手帳			
	e/f/g	その他の証明書 (診断書等)			
	h~p	その他別紙チェックリストによる該当項目			

郵送区分	①	点字用郵便 (視覚障がいのある人のみ)	無料
	②	心身障害者用ゆうメール	利用者負担あり
	③	来館または全額利用者負担	
	④	指定館貸出	利用図書館名 ()